



三重県公報

令和5年1月31日 (火)

第 383 号

毎週火・金曜日発行

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
告 示			
44	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	3
45	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
46	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
47	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
48	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
49	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
50	広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更許可	(市町行財政課)	4
51	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	4
52	同件	(同)	5
53	同件	(同)	5
54	同件	(同)	5
55	同件	(同)	6
56	同件	(同)	6
57	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	7
58	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	7
59	構造計算適合性判定を行わせないこととした指定構造計算適合性判定機関	(建築開発課)	12
海 調 委 告 示			
2	三重海区漁場計画(案)についての公聴会の開催	(海区漁業調整委員会)	13
公 告			
	国土調査に係る成果の認証	(水資源・地域プロジェクト課)	13
	同件	(同)	14
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	14
	同件	(同)	14
	同件	(同)	15
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(同)	15
	同件	(同)	16
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	16
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	16
	同件	(同)	17
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	17
	同件	(同)	17

特定調達公告

落札者を決定した旨

(デジタル改革推進 17
課)

告 示

三重県告示第 44 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ほしみ脳神経外科	桑名市星見ヶ丘 7 丁目 305 番地	令和 4 年 12 月 1 日
スギ薬局在宅調剤センター四日市店	四日市市青葉町 800-4	令和 5 年 1 月 1 日
フラワー薬局岡波総合病院前店	伊賀市上之庄 1700-1	令和 5 年 1 月 1 日
ナーシング桑名	桑名市大仲新田 252 番地 25	令和 4 年 11 月 1 日
花はな訪問看護ステーション	松阪市小黒田町 523-2 ユーロハイツ 102 号室	令和 4 年 10 月 1 日
スマイルホーム志摩訪問看護事業所	志摩市阿児町鶴方 2850-126 赤松ヶ谷テナント C 号室	令和 4 年 12 月 1 日

三重県告示第 45 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ほしみ脳神経外科	桑名市星見ヶ丘七丁目 305 番	令和 4 年 11 月 30 日
岡本歯科医院	熊野市井戸町 362-18	令和 4 年 11 月 30 日
訪問看護ステーションきずな	志摩市阿児町鶴方字鶴方道 2822 番地 53	令和 4 年 11 月 30 日

三重県告示第 46 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
ほしみ脳神経外科	桑名市星見ヶ丘七丁目 305 番地	通所リハビリテーション	令和 4 年 11 月 30 日
ほしみ脳神経外科	桑名市星見ヶ丘七丁目 305 番地	介護予防通所リハビリテーション	令和 4 年 11 月 30 日

三重県告示第 47 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ほしみ脳神経外科	桑名市星見ヶ丘 7 丁目 305 番地	令和 4 年 12 月 1 日
スギ薬局在宅調剤センター四日市店	四日市市青葉町 800-4	令和 5 年 1 月 1 日
フラワー薬局岡波総合病院前店	伊賀市上之庄 1700-1	令和 5 年 1 月 1 日
ナーシング桑名	桑名市大仲新田 252 番地 25	令和 4 年 11 月 1 日

花はな訪問看護ステーション	松阪市小黒田町 523-2 ユーロハイツ 102 号室	令和 4 年 10 月 1 日
スマイルホーム志摩訪問看護事業所	志摩市阿児町鶴方 2850-126 赤松ヶ谷テナントC号室	令和 4 年 12 月 1 日

三重県告示第 48 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ほしみ脳神経外科	桑名市星見ヶ丘七丁目 305 番	令和 4 年 11 月 30 日
岡本歯科医院	熊野市井戸町 362-18	令和 4 年 11 月 30 日
訪問看護ステーションさずな	志摩市阿児町鶴方字鶴方道 2822 番地 53	令和 4 年 11 月 30 日

三重県告示第 49 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
ほしみ脳神経外科	桑名市星見ヶ丘七丁目 305 番地	通所リハビリテーション	令和 4 年 11 月 30 日
ほしみ脳神経外科	桑名市星見ヶ丘七丁目 305 番地	介護予防通所リハビリテーション	令和 4 年 11 月 30 日

三重県告示第 50 号

鳥羽志勢広域連合から申請のありました、広域連合の処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により令和 5 年 1 月 23 日許可しました。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県告示第 51 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
三重郡菟野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び菟野町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 52 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年1月31日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 53 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年1月31日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 54 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年1月31日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
津市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 55 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和5年1月31日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 56 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和5年1月31日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 57 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン松阪船江（Aゾーン）

松阪市船江町 1392 番地の 3 ほか

2 松阪市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場出入口付近における交通事故防止のため、必要に応じて警備員を配置する等の措置を執ること。

(2) 騒音の発生に係る事項

計画概要書の騒音値はあくまでも予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音値の把握に努めること。

(3) その他事項

ア 店舗出入口や駐車場等において青少年の溜り場となることを抑止するため、店舗内に加え駐車場内においても、従業員等による巡回パトロールの実施のほか、防犯カメラを適切な場所へ設置する等、犯罪防止措置をとること。特に、夜間の防犯対策等に関して、安全対策等の設備充実について更なる配慮を行うこと。

イ 近隣住民等から公害に関する苦情が発生した場合、速やかに誠意をもって対処すること。

ウ 「船江・大塚町地区地区開発」に定める、区域の整備・開発及び保全に関する方針並びに地区整備計画に基づいた、開発行為や建築行為を行うこと。

エ 当該地域は松阪市立地適正化計画の都市機能誘導区域外である。

オ 大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する店舗面積が 5,000 ㎡以上の店舗に該当する場合は届出が必要となる。

カ 松阪市景観条例（平成 20 年松阪市条例第 33 号）及び三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）に基づいた届出等が必要であるため、必要な手続きを行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 1 月 31 日から同年 3 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 58 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年1月31日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール鈴鹿

鈴鹿市庄野羽山 3000 番 3

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	井出 武美
HOYA株式会社	東京都新宿区西新宿 6-10-1	鈴木 洋
アイア株式会社	東京都渋谷区渋谷 1-1-5	菊地 景子
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡 4-17-8	米津 一郎
ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門 1 丁目 23 番 1 号	キャロル・チョイ
エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町 33-6	ルーカス・セイファート
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号	丸山 雅史
エルソニック株式会社	大阪府吹田市垂水町 3 丁目 35 番 12 号	上田 利昭
タビオ株式会社	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目 10 番 70	越智 勝寛
タワーレコード株式会社	東京都大田区平和島 4-1-23	嶺脇 育夫
ブランシェス株式会社	大阪府吹田市江坂町 2 丁目 1 番 11 号	原 忠司
愛眼株式会社	大阪府大阪市天王寺区大道 4 丁目 9 番 12 号	下條 三千夫
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝巳
株式会社ANAP	東京都渋谷区神宮前一丁目 16 番 11	家高 利康
株式会社F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通 7 丁目 1-5	小野 行由
株式会社HAP i NS	東京都品川区西五反田 7-22-17	柘植 圭介
株式会社アイジーエー	福井県越前市矢放町 13-8-9	五十嵐 昭順
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 21 番 1 号	福田 三千男
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町 1-7-4	堀江 康生
株式会社イオンフォレスト	東京都中央区日本橋堀留町一丁目 9 番 11 号	福本 剛史
株式会社イング	東京都渋谷区道玄坂 2-11-1	向井 孝司
株式会社ウィッシーズカンパニー	岐阜県大垣市寺内町 4-118	越川 武
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区東区上社 1 丁目 901 番地	白川 篤典
株式会社ウエイアウト	愛知県岡崎市東明大寺町 15-7	太田 貞利
株式会社エービーストア	大阪府大阪市中央区南本町二丁目 4 番 6 号	孫 周基
株式会社エディオン	大阪府大阪市北区中之島 2-3-33	久保 允誉
株式会社オールハーツ・カンパニー	愛知県名古屋市中区栄二丁目 4 番 18 号	鈴木 基生
株式会社カレット	岐阜県関市肥田瀬 1535-1	櫻井 直彦
株式会社キクチメガネ	愛知県春日井市高森台 4 丁目 11 番 1 号	森 信也
株式会社キタムラ	高知県高知市本町 4 丁目 1-16	北村 正志
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	尾田 信夫

株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1丁目2番1号	三木 英木
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区京橋一丁目11番2号	平野 信之
株式会社ザラ・ジャパン	東京都渋谷区恵比寿西1丁目10番1	ルレ・ノルベール
株式会社サンエー・ビーディー	東京都港区南青山1丁目1番地1	前川 正典
株式会社シーズ・プランニング	東京都中野区弥生町1丁目9番8号	広瀬 智英
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-2-3	佐々木 進
株式会社ジン	四日市市新正1-12-4	山本 篤
株式会社スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	飯高 宏
株式会社ストーンマーケット	福岡県福岡市中央区港2丁目11番4	中村 泰二郎
株式会社ストライブインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央
株式会社セキド	東京都渋谷区代々木四丁目31番6	関戸 正実
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濶2丁目38番地	河合 映治
ソックコウベ株式会社	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地	日ノ本 欽也
株式会社ゾフ	東京都港区北青山三丁目6番1号	上野 博史
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋3丁目9番7号	大森 尚昭
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布2丁目7番1号	吉田 嘉明
株式会社トゥルース	津市豊が丘五丁目35番1号	増田 哲也
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園2-4-1	石井 稔晃
株式会社バイク王&カンパニー	東京都港区海岸三丁目9番15号	石川 秋彦
株式会社ヒロモリ	鈴鹿市南江島町18-30	広森 祐介
株式会社ピンクラテ	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1	大峯 伊索
株式会社ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	上田 稔夫
株式会社プラステ	山口県山口市佐山717番地1	河崎 邦和
株式会社ベリテ	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目33番8号	ジャベリ・アル パン・キルティ クマール
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和二丁目2番17号	猪飼 千壽子
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合1050-2	正木 宏和
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田125-1	向井 正太郎
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野7-14-5	金山 元一
株式会社メガスポーツ	東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号	中嶋 築人
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市中区城西一丁目3番5号	山田 太郎
株式会社ヤングファッション研究所	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-51-2	加藤 清光
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	藤原 祐介
株式会社るなばあく	桑名市大字江場1391番地	佐藤 栄聡
株式会社ローグス	滋賀県湖南市中央一丁目2番地	星 清美
株式会社ワイズ	奈良県生駒市あすか野北三丁目3番10号	山田 耕作
株式会社ワコール	京都府京都市南区吉祥院中島町29番地	伊東 知康
株式会社ワンズテラス	東京都港区北青山三丁目5番10号	西川 信一
株式会社柿安本店	桑名市吉之丸8番地	赤塚 保正
株式会社パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町3丁目6番1号	井上 隆太
株式会社寿屋	愛知県尾張旭市南本地ヶ原町3-110	奥村 茂雄
株式会社星光堂	四日市市三ツ谷町14-15	曲尾 悟志
株式会社盛田	東京都渋谷区代々木一丁目30-6	盛田 明

株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水下 67 番地 3	川澄 幸司
株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6	松田 裕史
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋 4-26-3	松崎 暁
川辺株式会社	東京都新宿区四谷 4 丁目 16 番 3 号	吉田 久和
島村楽器株式会社	東京都江戸川区平井 6-37-3	廣瀬 利明
東京シャツ株式会社	東京都台東区駒形 1 丁目 3 番 16 号	左座 邦晴
有限会社ハートマーケット	群馬県前橋市川原町一丁目 28 番地 7	櫻井 明
株式会社ウェブシャーク	大阪府大阪市中央区瓦町 3 丁目 6 番 5 号	木村 誠司
株式会社BASE	岐阜県岐阜市柳津町流通センター1 丁目 14 番地 1 号	青木 隆幸

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1	井出 武美
HOYA株式会社	東京都新宿区西新宿 6-10-1	鈴木 洋
アイア株式会社	東京都渋谷区渋谷 1-1-5	菊地 景子
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡 4-17-8	米津 一郎
ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社	東京都港区虎ノ門 1 丁目 23 番 1 号	キャロル・チョイ
エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社	東京都渋谷区宇田川町 33-6	ルーカス・セイファート
エステールホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号	丸山 雅史
エルソニック株式会社	大阪府吹田市垂水町 3 丁目 35 番 12 号	上田 利昭
タビオ株式会社	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目 10 番 70	越智 勝寛
タワーレコード株式会社	東京都大田区平和島 4-1-23	嶺脇 育夫
ブランシェ株式会社	大阪府吹田市江坂町 2 丁目 1 番 11 号	原 忠司
愛眼株式会社	大阪府大阪市天王寺区大道 4 丁目 9 番 12 号	下條 三千夫
化粧品のみじや株式会社	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝巳
株式会社ANAP	東京都渋谷区神宮前一丁目 16 番 11	家高 利康
株式会社F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通 7 丁目 1-5	小野 行由
株式会社HAP i NS	東京都品川区西五反田 7-22-17	柘植 圭介
株式会社アイジーエー	福井県越前市市放町 13-8-9	五十嵐 昭順
株式会社アダストリア	東京都渋谷区渋谷 2 丁目 21 番 1 号	福田 三千男
株式会社イエローハット	東京都千代田区岩本町 1-7-4	堀江 康生
株式会社イオンフォレスト	東京都中央区日本橋堀留町一丁目 9 番 11 号	福本 剛史
株式会社イング	東京都渋谷区道玄坂 2-11-1	向井 孝司
株式会社ウィッシーズカンパニー	岐阜県大垣市寺内町 4-118	越川 武
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中区東上社 1 丁目 901 番地	白川 篤典
株式会社ウエイアウト	愛知県岡崎市東明大寺町 15-7	太田 貞利
株式会社エービーストア	大阪府大阪市中央区南本町二丁目 4 番 6 号	孫 周基
株式会社エディオン	大阪府大阪市北区中之島 2-3-33	久保 允誉
株式会社オールハーツ・カンパニー	愛知県名古屋市中区栄二丁目 4 番 18 号	鈴木 基生
株式会社カレット	岐阜県関市肥田瀬 1535-1	櫻井 直彦
株式会社キクチメガネ	愛知県春日井市高森台 4 丁目 11 番 1 号	森 信也
株式会社キタムラ	高知県高知市本町 4 丁目 1-16	北村 正志
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	尾田 信夫
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町 1 丁目 2 番 1 号	三木 英木

株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区京橋一丁目11番2号	平野 信之
株式会社ザラ・ジャパン	東京都渋谷区恵比寿西1丁目10番1	ルレ・ノルベール
株式会社サンエー・ピーディー	東京都港区南青山1丁目1番地1	前川 正典
株式会社シーズ・プランニング	東京都中野区弥生町1丁目9番8号	広瀬 智英
株式会社ジーフット	東京都中央区新川一丁目23番5号	木下 尚久
株式会社ジュン	東京都港区南青山2-2-3	佐々木 進
株式会社ジン	四日市市新正1-12-4	山本 篤
株式会社スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	飯高 宏
株式会社ストーンマーケット	福岡県福岡市中央区港2丁目11番4	中村 泰二郎
株式会社ストライブインターナショナル	岡山県岡山市北区幸町2-8	立花 隆央
株式会社セキド	東京都渋谷区代々木四丁目31番6	関戸 正実
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	河合 映治
ソックコウベ株式会社	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地	日ノ本 欽也
株式会社ゾフ	東京都港区北青山三丁目6番1号	上野 博史
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋3丁目9番7号	大森 尚昭
株式会社ディーエイチシー	東京都港区南麻布2丁目7番1号	吉田 嘉明
株式会社トゥルース	津市豊が丘五丁目35番1号	増田 哲也
株式会社ナルミヤ・インターナショナル	東京都港区芝公園2-4-1	石井 稔晃
株式会社バイク王&カンパニー	東京都港区海岸三丁目9番15号	石川 秋彦
株式会社ヒロモリ	鈴鹿市南江島町18-30	広森 祐介
株式会社ピンクラテ	兵庫県神戸市中央区港島中町6丁目8番1	大峯 伊索
株式会社ファイブ・フォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-60-7	上田 稔夫
株式会社プラステ	山口県山口市佐山717番地1	河崎 邦和
株式会社ベリテ	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3丁目33番8号	ジャベリ・アル パン・キルティ クマール
株式会社ほていや	愛知県名古屋市中区平和二丁目2番17号	猪飼 千壽子
株式会社みのや	埼玉県さいたま市中央区下落合1050-2	正木 宏和
株式会社ムカイ	静岡県静岡市駿河区中野新田125-1	向井 正太郎
株式会社ムラサキスポーツ	東京都台東区上野7-14-5	金山 元一
株式会社メガスーツ	東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番4号	中嶋 築人
株式会社ヤマダヤ	愛知県名古屋市中区城西一丁目3番5号	山田 太郎
株式会社ヤングファッション研究所	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-51-2	加藤 清光
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目11番1	藤原 祐介
株式会社るなぱあく	桑名市大字江場1391番地	佐藤 栄聡
株式会社ロークス	滋賀県湖南市中央一丁目2番地	星 清美
株式会社ワイズ	奈良県生駒市あすか野北三丁目3番10号	山田 耕作
株式会社ワコール	京都府京都市南区吉祥院中島町29番地	伊東 知康
株式会社ワンズテラス	東京都港区北青山三丁目5番10号	西川 信一
株式会社柿安本店	桑名市吉之丸8番地	赤塚 保正
株式会社パルグループホールディングス	大阪府大阪市中央区道修町3丁目6番1号	井上 隆太
株式会社寿屋	愛知県尾張旭市南本地ヶ原町3-110	奥村 茂雄
株式会社星光堂	四日市市三ツ谷町14-15	曲尾 悟志
株式会社盛田	東京都渋谷区代々木一丁目30-6	盛田 明
株式会社川スミ	桑名市大字大仲新田字新井水下67番地3	川澄 幸司

株式会社未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬 1-6	松田 裕史
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋 4-26-3	松崎 暁
川辺株式会社	東京都新宿区四谷 4 丁目 16 番 3 号	吉田 久和
島村楽器株式会社	東京都江戸川区平井 6-37-3	廣瀬 利明
東京シャツ株式会社	東京都台東区駒形 1 丁目 3 番 16 号	左座 邦晴
有限会社ハートマーケット	群馬県前橋市川原町一丁目 28 番地 7	櫻井 明
株式会社ウェブシャーク	大阪府大阪市中央区瓦町 3 丁目 6 番 5 号	木村 誠司
株式会社BASE	岐阜県岐阜市柳津町流通センター1丁目 14 番地 1 号	青木 隆幸
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	矢野 靖二
株式会社Francfranc	東京都港区北青山 3 丁目 5-12	佐野 一幸
ドリームカプセル株式会社	愛知県名古屋市長区徳重 3 丁目 101 番地	都築 祐介
株式会社リレーション	静岡県沼津市美園町 3 番 3 号	岡田 直樹
株式会社グループセブジャパン	東京都港区南青山 1 丁目 1 番 1 号	アンドリュー ブバラ
株式会社エコ・ジャスト	大阪府豊中市腹部本町 1-5-31	原田 仁
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号	野口 実
有限会社マーブルスティック	愛知県春日井市天神町 1 番地 2 ライオンズガーデン 勝川 807 号	松尾 知勇

3 変更年月日

令和 5 年 1 月 20 日

4 変更理由

小売業者変更のため

5 届出の日

令和 5 年 1 月 20 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 1 月 31 日から同年 5 月 31 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 59 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 35 の 20 第 1 項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定（以下「判定」といいます。）の全部を行わせないこととしましたので、同条第 2 項の規定により公示します。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

機関の名称	機関の住所	業務区域	業務を行う事務所の所在地	行わせないこととした判定の業務	委任の解除日
一般財団法人愛知県建築住宅センター	愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号	三重県全域	愛知県名古屋市中区栄四丁目 3 番 26 号 愛知県豊橋市駅前大通二丁目 81 番地 愛知県岡崎市上和田町字城前 18 番地 愛知県一宮市富士三丁目 1 番 25 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人愛知県建築住宅センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により、三重県内で業務を行う事務所で判定できない建	令和 5 年 4 月 1 日

				3 築物 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メートルを超える建築 物又はその計画変更構造計算適 合性判定申請に係る建築物	
--	--	--	--	--	--

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 2 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 5 項の規定により、三重海区漁場計画（案）について、次のとおり公聴会を開催します。

令和 5 年 1 月 31 日

三重海区漁業調整委員会会長 浅 井 利 一

1 期日及び場所

令和 5 年 2 月 14 日（火）

三重県津市栄町一丁目 891 三重県勤労者福祉会館 6 階 研修室

- (1) 鳥羽市から南伊勢町までの沿海地区 午前 10 時から午前 11 時まで
- (2) 大紀町から紀宝町までの沿海地区 午前 11 時から正午まで
- (3) 木曾岬町から伊勢市までの沿海地区 午後 1 時から午後 2 時まで

2 目的及び内容

次の海域における三重海区漁場計画（案）について、漁業権を有する者、入漁権を有する者、漁業権に基づいて漁業経営をしている者、漁業協同組合関係者、その他利害関係のある者から意見を聴取します。

漁業の種類	三重海区漁場計画を作成する海域
定置漁業	志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市及び御浜町の地先海面
区画漁業 (藻類養殖業、魚類養殖業、くろまぐろ養殖業、貝類養殖業)	木曾岬町、桑名市、鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市及び熊野市の地先海面
共同漁業	木曾岬町、桑名市、川越町、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、明和町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町及び紀宝町の地先海面

3 公述の方法

公聴会で意見を述べようとする者（2 に該当する者）は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法を選択することができます。

- (1) 公聴会に出席して意見を述べる。
- (2) 公聴会には出席せず、文書で意見を提出する。(ただし、郵送、F a x、電子メール又は持参に限る。)

文書で意見を提出する場合の提出期限

提出期限：令和 5 年 2 月 9 日（木）午後 5 時必着

提出先：〒514-0004 津市栄町一丁目 954 三重県栄町庁舎 4 階

三重海区漁業調整委員会事務局

提出する文書の様式は関係者に通知するほか、県のホームページに掲載します。

公 告

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
伊賀市
- 2 調査を行った期間
平成 24 年 9 月から平成 27 年 3 月まで
- 3 成果の名称
伊賀市（摺見 V-①）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
伊賀市大字摺見地内
- 5 認証年月日
令和 5 年 1 月 17 日

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
伊賀市
- 2 調査を行った期間
平成 25 年 8 月から平成 28 年 3 月まで
- 3 成果の名称
伊賀市（摺見 V-②）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
伊賀市大字摺見地内
- 5 認証年月日
令和 5 年 1 月 17 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業間右エ門池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 5 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
- 3 縦覧の場所
津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業防災重点農業用ため池緊急整備事業ため池総合整備工事地震・豪雨対策型小規模阿弥陀寺溜地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日か

ら起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年1月31日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和5年2月1日から同年3月1日まで
- 3 縦覧の場所
いなべ市役所農林商工部農林課（いなべ市北勢町阿下喜31番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業防災重点農業用ため池緊急整備事業ため池群整備工事小規模上平溜・洞ヶ谷溜地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年1月31日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和5年2月1日から同年3月1日まで
- 3 縦覧の場所
いなべ市役所農林商工部農林課（いなべ市北勢町阿下喜31番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）多気・大台地区【農地防災事業 多気町】の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年1月31日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和5年2月1日から同年3月1日まで
- 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600 番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、農村集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編事業）多気・大台地区【農業用排水施設整備事業 多気町】の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和5年1月31日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和5年2月1日から同年3月1日まで
- 3 縦覧の場所
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600 番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和5年1月31日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業期間
令和5年2月1日から終了する日まで
- 3 作業地域
三重県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省港湾局長から通知がありました。

令和5年1月31日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（GNSS水準測量及び1級水準測量）
- 2 作業期間
令和4年12月26日から令和5年3月17日まで
- 3 作業地域
四日市市八田三丁目、同市白須賀二丁目、同市白須賀三丁目、同市大字羽津、同市大字羽津甲、同市大字羽

津乙、同市霞一丁目、同市霞二丁目、同市高浜新町、同市午起一丁目、同市午起二丁目、同市午起三丁目、同市浜町、同市北納屋町、同市中納屋町、同市稲葉町、同市高砂町、同市尾上町、同市千歳町、同市末広町、同市曙町、同市曙二丁目、同市新正三丁目、同市新正四丁目、同市大井の川町一丁目、同市大井の川町二丁目、同市大井の川町三丁目、同市大浜町、同市東邦町、同市海山道町二丁目、同市宮東町一丁目、同市宮東町二丁目、同市宮東町三丁目、同市七つ屋町、同市高旭町、同市馳出町一丁目、同市馳出町二丁目、同市馳出町三丁目、同市御菌町一丁目、同市塩浜本町一丁目、同市浜旭町、同市川合町、同市楠町小倉及び同市楠町北五味塚

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業期間
令和 5 年 1 月 10 日から同年 3 月 20 日まで
- 3 作業地域
松阪市飯高町下滝野、同市飯高町宮前、同市飯高町赤桶、同市飯高町田引、同市飯高町栗野、同市飯高町富永、同市飯高町七日市、同市飯高町森、同市飯高町月出、同市飯高町波瀬、同市飯高町太良木、同市飯高町舟戸及び同市飯高町木梶

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 11 月 29 日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
四日市市桜台二丁目、同市笹川四丁目、同市笹川六丁目及び同市笹川七丁目

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 12 月 23 日に終了した旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）
- 2 作業地域
南牟婁郡紀宝町浅里

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 5 年 1 月 31 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 物品等の名称及び数量 Microsoft 365 Apps for enterprise 1200 ライセンス
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13
デジタル社会推進局デジタル改革推進課

3	落札者決定日	令和5年1月13日
4	落札者	三重県四日市市浜田町5-27第3加藤ビル5F 株式会社フューチャーイン四日市営業所 所長 斉藤 晋
5	落札金額	入札価格 49,341,600 円 契約金額 54,275,760 円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和4年11月29日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
